

社会福祉法人 稲田福祉会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 稲田福祉会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

ただし、理事長及び業務執行理事の報酬については、評議員会が役職に応じた1人当たりの報酬支給額の上限額を定め、理事長及び常勤理事の具体的な報酬支給額は理事会で定める。ただし、当法人の職員として雇用されている者には報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

理事	6,000 円
評議員	6,000 円

(2) 監事が、監査をした場合の費用弁償

監事	10,000 円
監事（弁護士・公認会計士）	20,000 円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。